

令和2年3月3日

保護者 様

松戸市子育て支援課長

新型コロナウイルス流行に伴った放課後児童クラブ休止申請について

新型コロナウイルス流行防止措置の小学校の休校に伴い、放課後児童クラブの利用休止を希望される場合は、下記のとおりメールでの休止申請を受け付けます。利用休止申請をいただくと3月分の利用料がかかりません。ただし1日でも利用があれば3月分の利用料が発生します。

※3月2日（月）3月3日（火）利用した方も、特例措置として3月分の利用を休止することができます。（3月分の利用料金をいただきません。）

記

1 申請方法

子育て支援課(mckosodateshien@city.matsudo.chiba.jp)へメールにて申請。必要事項をメールにご記載の上、上記アドレスへ送信ください。別紙参照

2 申請期間

令和2年3月3日から令和2年3月15日23時59分まで

3 申請にあたって

- (1) 送り間違いにお気をつけください。
- (2) 放課後児童クラブへ休止のご意向をお伝えください。
- (2) 既に利用中止届の提出が済んでいる場合は、追加の申請は必要ございません。
- (3) 放課後 KIDS ルームの新規申込は一時中止しております。
- (4) 今回の申請は3月（3月1日～3月31日）のみ利用休止希望される保護者様が対象です。4月以降の放課後児童クラブの利用休止については、現在検討中です。

以上

新型コロナウイルス流行に関する小学校の休校措置に伴い
3月のみ、放課後児童クラブの利用の休止を希望される場合

小学校の休校に伴い、3月のみ放課後児童クラブの利用休止を希望される場合は、新型コロナウイルス特例措置として利用中止届の提出ではなく、メールでの休止申請を可能とします。

※3月2日（月）3月3日（火）利用した方も、特例措置として3月分の利用を休止することができます。

（3月分の料金はいただきません。）

利用休止希望する際には、令和2年3月15日（日）23時59分までに、以下の事項を記載の上、メールにて子育て支援課まで（mckosodateshien@city.matsudo.chiba.jp）お送りください。メール送信のみで申請は終了です。クラブへ休止のご意向をお伝えください。

宛先（mckosodateshien@city.matsudo.chiba.jp）

件名：3月1日～3月31日までの利用休止申請

- ① クラブ名・学年
- ② 放課後児童クラブ利用児童名
- ③ 保護者氏名（納付義務者）

※送り間違いにお気をつけください。

※PC、携帯アドレスどちらからでも申請可能です。

※放課後 KIDS ルームの新規申込は一時中止しております。

松戸市役所子育て支援課
放課後児童クラブ担当
電話番号 047-366-7347